

困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業補助金交付取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づく補助金の適正な執行を確保するため、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象団体の条件)

第2 要綱第4(3)の「これまで国又は地方公共団体と連携あるいは協力する等により、困難を有する子ども・若者支援に係る事業を行ってきた実績」とは、以下のいずれかに該当するものであること。

- (1) 過去2年間に困難を有する子ども・若者支援に係る国又は地方公共団体の委託事業を受託し、2回以上にわたって誠実に履行した実績があること。
- (2) 過去2年間に困難を有する子ども・若者支援事業に係る補助事業者として、国又は地方公共団体が交付決定を行い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、2回以上にわたって履行の確認を受けた実績があること。
- (3) 学校法人であって、過去2年以上にわたり、地方公共団体等と連携して困難を有する子ども・若者を受け入れ、かつ学校教育法に規定する学校等の目的に沿った教育に加えて、自立支援のための場を運営した実績があること。
- (4) 前3項の他、行政機関との連携あるいは協力関係がある又はあったことによる、国又は地方公共団体の推薦があること。

(補助対象事業の条件)

第3 補助対象とする自立支援の場は、以下の全ての条件を備えたものであること。

- (1) 長野県内に開設している困難を有する子ども・若者を対象とした自立支援のための場であり、子ども・若者が抱える困難を解消又は軽減するための専門的な指導を行っていること。また、その指導方法による成果が明らかであること。
- (2) 支援にあたって、一人ひとりの態様に合わせた個別支援計画を作成していること。
- (3) 開設時間は1日6時間、月20日程度（ただし、長期休業期間を除く。）であり、利用者が毎回、開設時間を通して利用することを前提にしていること。
- (4) 2名以上の常勤職員を配置し、常に困難を有する子ども・若者を受け入れる体制を整えていること。

なお、困難を有する子ども・若者の支援実績が3年以上ある常勤職員が、1名以上配置されていること。

- (5) 1日10名以上の子ども・若者が利用していること。

なお、新設後、利用者が 10 名に満たない場合については、開設から 5 年以内に 10 名以上となる見込みがあること。

(6) 営利本位な運営ではないこと。また利用料等が利用者に明示されていること。

(7) 利用する建物等については、日照、採光、換気等利用者の保健衛生、安全及び防災について十分配慮された、環境として適切なものであること。

2 次の各号に掲げる事業は、補助対象外であること。

(1) 国や地方公共団体からの委託事業及び他の補助金の対象である事業

(2) 障害者総合支援法若しくは児童福祉法の規定に基づく事業、又は医療に係る収入のある事業

(3) 主な指導内容が、進学や高等学校卒業程度認定試験受験等のための教科学習を中心とした学習支援等である場合

(補助対象事業の支援対象者)

第 4 補助事業の対象とする子ども・若者は、長野県内に生活の本拠地がある義務教育修了後から概ね 30 代までの者とする。

なお、「生活の本拠地」については、通常、当該子ども・若者が同居すべき家族の住所地を指すものとするが、特別な理由がある場合は、子ども・若者の事情により判断するものとする。

(補助金額の調整)

第 5 要綱第 6 に定める補助金額の算出について、按分等が必要となる場合に基とする支援対象者数は、当該年度の 5 月 1 日現在の数値を使用するものとする。

(記録簿)

第 6 補助対象となる民間団体については、現地調査等に対応するため、職員、支援者及び会計に関する諸記録について、分かりやすく整備すること。

(その他)

第 7 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。